

○総務省令第五十八号

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

総務大臣 新藤 義孝

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令

（応募及び応募の取下げの様式）

第一条 国家公務員退職手当法（以下「法」という。）第八条の二第三項の規定による応募（以下「応募」という。）は、別記様式第一の申請書によるものとする。

2 法第八条の二第三項の規定による応募の取下げは、別記様式第二の申請書によるものとする。  
（認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式）

第二条 法第八条の二第六項の規定による通知は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

一 法第八条の二第五項の規定による認定（以下「認定」という。）をする旨の決定をしたとき 別記様式第三

二 認定をしない旨の決定をしたとき 別記様式第四

（退職すべき期日の通知の様式）

第三条 法第八条の二第七項の規定による通知（以下「第七項通知」という。）は、別記様式第五の通知書によるものとする。ただし、前条第一号に定める通知書により第七項通知を併せて行った場合は、別記様式第五の通知書を省略することができる。

（総務大臣に対する送付及び報告）

第四条 法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認

定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあつては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。

- 一 衆議院事務局（衆議院法制局及び裁判官訴追委員会事務局を含む。）
- 二 参議院事務局（参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局を含む。）
- 三 国立国会図書館
- 四 会計検査院
- 五 人事院
- 六 内閣官房（内閣法制局を含む。）
- 七 内閣府本府
- 八 宮内庁
- 九 公正取引委員会
- 十 国家公安委員会

- 十一 金融庁
- 十二 消費者庁
- 十三 総務省
- 十四 法務省
- 十五 外務省
- 十六 財務省
- 十七 文部科学省
- 十八 厚生労働省
- 十九 農林水産省
- 二十 経済産業省
- 二十一 国土交通省
- 二十二 環境省
- 二十三 防衛省

## 二十四 最高裁判所

(募集実施要項の記載事項)

第五条 国家公務員退職手当法施行令(以下「施行令」という。)第九条の五第一項第七号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第八条の二第三項各号に掲げる職員が応募をすることはできない旨

二 法第八条の二第五項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨

三 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、第七項通知を行うこととなる旨(募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。)

四 施行令第九条の七第一項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨

五 施行令第九条の八第一項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式)

第六条 施行令第九条の八第一項の規定による同意は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める同意書に

よるものとする。

一 退職すべき期日を繰り上げるとき 別記様式第七

二 退職すべき期日を繰り下げるとき 別記様式第八

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第七条 施行令第九条の八第二項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、別記様式第九の通知書によるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十二 消費者庁」とあ

るのは、 「十二 消費者庁

るのは、 とする。

十二の二 復興庁」

別記様式第一（第1条関係）

## 早期退職希望者の募集に係る応募申請書

（各省各庁の長等）

応募年月日 年 月 日

.....殿

応募申請者.....

私は、国家公務員退職手当法第8条の2第3項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備考	

（注）「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
級号俸	俸給表[ ] .....級 .....号俸		
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

（注） 年 月 日現在で記入すること。

※各省各庁の長等記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

別記様式第二（第1条関係）

## 早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

（各省各庁の長等）

取下げ年月日 年 月 日

.....殿

取下げ申請者.....

私は、国家公務員退職手当法第8条の2第3項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏 名			所 属
			職 名
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

（注）「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※各省各庁の長等記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の 受理番号	



別記様式第三（第2条関係）

## 認定通知書

認定年月日 年 月 日

.....殿

（各省各庁の長等）

.....印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、国家公務員退職手当法第8条の2第5項及び第6項の規定により、認定の決定をいたしましたので、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

（注）「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

別記様式第四（第2条関係）

## 不認定通知書

年 月 日

.....殿

（各省各庁の長等）

.....印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、国家公務員退職手当法第8条の2第5項及び第6項の規定により、認定をしない旨の決定をいたしましたので、通知します。

不認定の理由

別記様式第五（第3条関係）

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

.....殿

（各省各庁の長等）

.....印

貴殿の退職すべき期日については、年 月 日と決定しましたので、国家  
公務員退職手当法第8条の2第7項の規定により、通知します。

別記様式第六（第4条関係）

## 募集及び認定実施報告書

年 月 日

総務大臣

.....殿

（各省各庁の長等）

.....印

国家公務員退職手当法第8条の2第9項の規定により、 年度に所管組織内（所管する特定独立行政法人を含む。）において実施された早期退職希望者の募集及び認定について、認定を受けた応募者の数を報告するとともに、その認定に係る全ての募集実施要項（同条第5項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。以下同じ。）を送付します。

### 1. 認定を受けた応募者の数

### 2. 募集実施要項

	実際の募集の期間	退職すべき期日又は期間	必要な方法の有無
別添1			
別添2			
別添3			
・ ・ ・			

（注1）別添番号を付記の上、募集実施要項を添付すること。

（注2）募集の期間が終了していない募集にあっては、終了予定日を記入すること。

別記様式第七（第6条関係）

## 退職すべき期日の繰上げ同意書

（各省各庁の長等）

年 月 日

.....殿 .....

私は、国家公務員退職手当法施行令第9条の8第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

（注）「認定年月日」は、認定通知書（別記様式第三）に記載されている認定年月日を記入すること。

別記様式第八（第6条関係）

## 退職すべき期日の繰下げ同意書

（各省各庁の長等）

年 月 日

.....殿 .....

私は、国家公務員退職手当法施行令第9条の8第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることにご同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

（注）「認定年月日」は、認定通知書（別記様式第三）に記載されている認定年月日を記入すること。

別記様式第九（第7条関係）

## 退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

.....殿

（各省各庁の長等）

.....印

貴殿の退職すべき期日は、国家公務員退職手当法施行令第9条の8第2項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日	年 月 日	

（注）「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（別記様式第七）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（別記様式第八）に記載されている年月日を記入すること。